

岬町公告第 5 号

岬町保有死者情報の開示に関する要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 5 月 1 日

岬町長 田 代 堯

令和 7 年岬町要綱第 3 5 号

岬町保有死者情報の開示に関する要綱

制 定 令和 7 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町が保有する死者情報の開示に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 岬町情報公開条例（平成 1 2 年岬町条例第 2 7 号）（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。
- (2) 死者情報 死亡した個人に関する情報であって、法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (3) 保有死者情報 条例第 2 条第 2 号に規定する行政情報に記録されている死者情報をいう。

(開示申出をすることができる者及び情報)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、町の実施機関に対し、当該機関の保有する当該各号に定める情報（保有死者情報に限る。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があった者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は前項に規定する者（以下「開示申出者本人」という。）の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、同項の規定による申出をしようとする者に代わって当該申出をすることができる。

（開示申出の手続）

第4条 前条の規定による開示申出は、保有死者情報開示申出書（様式第1号）を実施機関に提出をしなければならない。この場合において、開示申出をする者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる書類等を提示又は提出しなければならない。

- (1) 申出者本人が当該開示申出に関し前条第1項各号に掲げる者であることを示す書類
- (2) 前条第2項の規定による申出にあっては、開示申出者本人の代理人であることを示す書類

- 2 実施機関は、前項の規定により提出された保有死者情報開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有死者情報の開示の取扱い）

第5条 保有死者情報の開示の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、法及び岬町個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年岬町条例第14号）の規定の例による。

（開示の決定）

第6条 実施機関は、開示申出に係る死者情報の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないときは、その旨を決定し、開示申出者に対し、保有死者情報開示申出回答書（様式第2号）により回答するものとする。

（費用の負担）

第7条 死者情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の費用の額は、岬町情報公開条例施行規則（平成13年岬町規則第4号）別表のとおりとする。

（他の制度との調整）

第8条 この要綱は、法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又はその謄本、抄本等の交付を受けることができるときは、適用しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

保有死者情報開示申出書

年 月 日

(宛先) 実施機関

住所

氏名

申出者

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 その名称及び代表者の氏名

電話

e-mail

岬町保有死者情報の開示に関する要綱第3条の規定により、次のとおり保有死者情報の開示を申し出ます。

求める開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 ☐ その他（ ）
申出に係る保有死者情報 （具体的に特定してください。）	
死者と開示申出者本人の関係書類	☐ 戸籍謄本 ☐ その他（ ）
申出者の区分	☐ 開示申出者本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
申出者本人確認書類	【１点目】 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ） 【２点目（郵送による申出の場合のみ）】 ※申出日前 30 日以内に作成されたもの、かつ、１点目とは異なるものに限りします。 ☐ 住民票の写し（コピー不可） ☐ その他（ ）
開示申出者本人の状況等 （法定代理人又は任意代理人による申出の場合のみ記載してください。）	【開示申出者本人の状況】 開示申出者本人の氏名： 開示申出者本人の住所： ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人等 ☐ 任意代理人委任者 【代理権確認書類】 法定代理人：次のいずれかの書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 任意代理人：委任状

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示申出のあった保有死者情報については、岬町保有死者情報の開示に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり回答します。

開 示 区 分	☐ 全部開示 ☐ 部分開示 ☐ 不開示 ☐ 不存在 ☐ 存否応答拒否
開 示 申 出 の 内 容	
開 示 す る 保 有 死 者 情 報	
不開示・不存在・ 存否応答拒否の理 由（部分開示の場 合には、不開示の 部分を含む。）	
開 示 の 実 施 方 法 等	【開示の実施方法】 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 ☐ その他 【開示の期間及び場所】 期間： 年 月 日以降 場所：
担 当 す る 課	（電話 ）